

「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書

日本ではこの30年消費増税が段階的に行われ続け、賃金の低下や雇用の非正規化が進み経済はデフレの中で低迷して参りました。そこに新型コロナウイルスの感染拡大、ウクライナ情勢や円安による物価高騰、社会保障の自己負担の増加などが追い打ちをかけ、国民の仕事と生活はますます苦しいものとなっています。業種によっては廃業や倒産に追い込まれる企業が増加する中、コロナ関連の特例貸付金の返済が2023年1月から始まりました。一方で国は、法人税と消費税、所得税によって過去最高の税収増を見込んでいます。

2023年10月から実施されたインボイス制度は、フリーランス、建設業、タクシー業界、アニメ業界など、とりわけ中小零細事業者を混乱と窮地に追い込んでいます。

これまで売上1,000万円以下の事業者は消費税の支払いを免除されていました。制度が導入され、事業者側は「仕入れ税額控除」を自己負担するか、「インボイス登録」をした課税事業者との取引をするかを選択することになります。インボイス登録は任意のものとされますが、取引を継続するためには粗利を削ってでも「インボイス登録をして課税事業者になること」を選択せざるを得ない状況になる、または、インボイス登録をしないことによって仕事が減ることになる、などが考えられます。

特例措置として制度導入から3～6年は優遇措置を講じるとしていますが、制度変更による事務負担の煩雑さから生じる混乱、何より実質的な増税である本制度が多くの事業者を事業継続困難に追い詰めていることの根本的な解決にはなりません。

インボイス制度の導入は職業の多様性を奪い、分野の成長可能性を狭め、失業者を増やします。

この経済状況下での制度変更による実務負担、そして実質的な消費増税は市場を冷やし、さらなる不況を呼ぶものとなり、日本全体にとって実施すべきではありません。

これらの理由により政府に対し、インボイス制度導入の見直し、および廃止の検討を強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

令和5年 月 日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

宛て